

○広島国際大学動物実験に関する規定

2005年4月25日

学園1372

(目的)

第1条 この規定は、学校法人常翔学園学術研究倫理憲章の基本精神のもと、「動物の愛護及び管理に関する法律」(平成11年12月22日法律第221号)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年4月28日環境省告示第88号)および「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月1日文部科学省告示第71号)ならびに「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(平成18年6月1日日本学術会議)に基づき、広島国際大学(以下「本大学」という)における動物実験の実施方法について定めるとともに、科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点および実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、本大学において行われる哺乳類を用いたすべての動物実験に適用する。なお哺乳類以外の動物実験についてもこの規定の趣旨に沿って適用する。

(定義)

第3条 この規定において、「動物実験」とは、教育・研究の利用に供するため、実験動物に何らかの拘束または処置を施すことをいう。

2 この規定において、「動物飼育施設(以下「飼育施設」という)」とは、実験動物を実験に供する目的で飼育保管する施設をいう。

3 この規定において、「実験室」とは、実験動物に実験的処置を加えることや、生理的機能等を解析する部屋をいう。

4 この規定において、「動物飼育施設管理者(以下「管理者」という)」とは、実験動物および施設を管理する者をいう。

5 この規定において、「動物実験実施者(以下「実施者」という)」とは、動物実験等を実施する者をいう。

6 この規定において、「動物実験責任者(以下「責任者」という)」とは、実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。

7 この規定において、「実験動物」とは、動物実験等に供されるすべての動物をいう。

8 この規定において、「動物実験計画」とは、動物実験を行うために事前に立案する計画をいう。

9 この規定において、「指針等」とは、日本学術会議が策定した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」をいう。

(学長の責務)

第3条の2 学長は、本大学で実施されるすべての動物実験等の実施に関して最終的な責任を負うものとする。

- 2 学長は、実験動物を適正に飼養・保管し、動物実験等を適正かつ安全に遂行するために必要と考えられる施設等を整備し管理者を任命するとともに、実験動物に関する知識および経験を有する者を実験動物管理者に任命する。
- 3 学長は、次条第1項の広島国際大学動物実験委員会、管理者および実験動物管理者の協力を得て、動物実験計画の承認、実施結果の把握、教育訓練、自己点検・評価、情報公開およびその他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を行う。

(動物実験委員会)

第4条 この規定の適切な運用を図り、動物実験の立案・実施等に関して指導、助言を行うために、広島国際大学動物実験委員会(以下「実験委員会」という)を置く。

- 2 実験委員会については、広島国際大学動物実験委員会規定に定める。

(飼育および実験施設)

第5条 実験動物の飼育、管理および動物実験を適正かつ円滑に実施するために、広国大呉キャンパス6号館に飼育および実験施設を設置する。

- 2 前項の施設以外に新たに飼育施設を設置しようとするときは、管理者は、「飼育施設設置承認申請書」により、学長の承認を得なければならない。学長は、当該申請書を実験委員会に調査させ、その助言により承認または非承認を決定する。
- 3 前項の飼育施設は、以下の要件を満たすものとする。
 - イ 実験動物の安定した飼育に適切な温度、湿度、換気、照度等が維持できること
 - ロ 動物種や飼育匹数に応じた飼育設備を有すること
 - ハ 床や内壁等が清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒を行う衛生設備を有すること
 - ニ 実験動物が逸走しない構造および強度を有すること
 - ホ 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること
 - ヘ 管理者が置かれていること
- 4 第1項の施設以外に実験室を設置しようとするとき、管理者は、「動物実験室設置承認申請書」により、学長の承認を得なければならない。決定については、第2項に準じる。
- 5 前項の実験室は、以下の要件を満たすものとする。
 - イ 実験動物が逸走しない構造および強度を有すること
 - ロ 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること
 - ハ 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止す

る措置がとられていること

- ニ 実験動物を12時間以上保管する実験では、飼育施設としての要件を満たさなければならない

(実験計画の立案および承認)

第6条 責任者はつぎの事項に留意して実験計画を立案しなければならない。実験計画の作成の詳細については、別に定める。

- イ 既に十分な知見が得られている事実の再確認のための動物実験を避けるため、文献等による事前調査を実施する。
 - ロ 所定の目的を達成する手段として、動物実験以外の実験系による代替法の優先的利用について十分考慮する。
 - ハ 目的の成果を得るため、適正な実験動物の種の選択、品質の選定および匹数の決定ならびに適正な実験条件等を考慮する。
 - ニ 実験動物に無用な苦痛およびストレスを与えないように、実験方法および実験環境等について倫理面への配慮に努める。
- 2 責任者は立案した動物実験計画書を学長へ提出し、実験内容と法およびこの規定との適合性について、実験委員会の審査を経て、承認を得なければならない。

(動物の検収および検疫)

第7条 実施者は、飼育施設への実験動物の導入に際し、動物の発注条件および状態(異常・死亡)を確認しなければならない。

- 2 実施者は、飼育施設への実験動物の導入に際し、検疫を実施するとともに、異常のある場合は、管理者へ連絡し、その指示に従わなくてはならない。ただし、実験動物が信頼性の高い生産者由来の場合、生産者添付の遺伝学的・微生物学的品質を示す検査書をもって、検疫の一部に代えることができる。

(実験操作)

第7条の2 実施者は、科学上の利用に必要な限度において実験動物に与える苦痛の軽減に努めなければならない。実験操作の詳細については、別に定める。

(実験動物の飼育および管理)

第8条 管理者は、実験動物の飼育保管についての標準操作手順を定め、実施者および飼育施設の維持・管理に従事する者に周知しなければならない。

- 2 実施者は、実験動物の導入時から実験終了時までの全過程において、標準操作手順に従い動物の状態を子細に観察し、状況に応じた適切な処置を施さなければならない。
- 3 実施者は、飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることがないように、標準操

作手順に従い飼育施設内の維持および管理に努めるとともに、このための空調環境(温度、湿度、給・換気、臭気、粉塵、光等)、居住性(ケージ、床敷、給餌、給水等)、雑音、振動等の物理的環境因子および微生物汚染等に留意しなければならない。

(飼育施設への立ち入り)

第9条 飼育施設への立ち入りは、原則として実施者、管理者および飼育施設の維持・管理に従事する者に制限する。

(実験終了後の処置)

第10条 責任者は、動物実験の終了後、動物実験の実施結果について、学長に報告しなければならない。

- 2 実験終了または中断時には、実施者は実験動物を処理し、速やかに苦痛から解放するように努めなければならない。
- 3 実施者は、動物の死体等による環境汚染の防止に努めなければならない。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある実験)

第11条 実施者は、物理的あるいは化学的に危険な物質を扱う動物実験においては、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果の信頼性が損なわれたりすることのないよう十分配慮しなければならない。

- 2 実施者は、飼育施設および実験室外への環境汚染防止について、施設・設備の状況を踏まえつつ、特段の注意を払わなければならない。
- 3 遺伝子組換え動物を用いる動物実験については、広島国際大学遺伝子組換え実験等安全管理規定を適用する。
- 4 放射性物質および放射線を用いる動物実験については、広島国際大学放射線障害予防規定を適用する。

(緊急時の措置)

第12条 管理者および実施者は、地震、火災その他の災害のため動物が逸走し、生態系に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、その旨を学長に報告しなければならない。

(外部委託)

第13条 動物実験等を外部の機関に委託等する場合、責任者は委託先においても、文部科学省が定めた「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」または他省庁の定める「動物実験に関する基本指針」に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

(教育訓練)

第14条 実施者と飼育施設の維持・管理に従事する者は、動物実験の実施ならびに実験動物飼養および管理を適切に実施するために必要な基礎知識の習得を目的とした教育訓練を受講後、飼育施設への立ち入りを許可される。

(自己点検・評価)

第15条 責任者は実験終了後、実施した動物実験の法令、指針、規定への適合性に関する自己点検表を作成し学長に提出しなければならない。学長は自己点検表の評価を実験委員会に諮問し、必要に応じて学外者による検証を受けるよう努める。

(細則)

第16条 この規定に定めるもののほか、動物実験に必要な事項、手順書等は、管理者が別に定める。

(規定の改廃)

第17条 この規定の改廃は、学長、学部長および管理者の意見を聴いて、理事長がこれを行う。

付 則

- 1 この規定は、2005年4月26日から施行する。
- 2 この改正規定は、2014年12月12日から施行し、2014年4月1日から適用する。